

条例施行規則：別表第3〔車両広告の表示に関する基準〕

位置	左右側面部及び前後部
表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造、位置であること。

条例施行規則：別表第4〔許可期間の基準〕

広告物の種類	許可期間の基準
広告板、壁面広告物、広告塔、壁面突出広告物、置看板、広告幕、電柱若しくは街頭柱等を利用する広告物、車両に表示される広告物、アーチ、サインポール又はアーケード添加広告物	3年以内
のぼり旗（自己の営業所等に表示し、又は設置するものに限る。）	3月以内
のぼり旗（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）、はり紙、はり札、立看板又はアドバルーン	1月以内

条例施行規則：第9条第9項〔案内誘導看板の許可基準〕 ※禁止地域のみ適用

<p>① 自己の営業所等の所在を表示することが事業遂行上不可欠と認められるものであること</p> <p>② 高さ2m以下（共架の場合3m以下）</p> <p>③ 1件につき縦0.5m以下、横1m以下</p> <p>④ 平面で、表裏各1面以内</p> <p>⑤ 自己の営業所等から3km以内で、道路交差点から5m以上500m以内</p> <p>⑥ 材料は、青銅、木又は擬木</p> <p>⑦ 色彩は、青銅製のもの着色しないもの、その他のものはこげ茶色で、文字は白色又は黒色。発行塗料は使用しない。 ただし、1面につき、表示面の1/5以内で、色彩の制限のない1の図柄（ワンポイントマーク）を表示できる。</p> <p>⑧ 件数は、1者につき3件以内</p> <p>⑨ 共架の場合、縦に5件以内</p> <p>⑩ 特殊装置の場合、間接照明の方法により、光源は白色系であり、光源の点滅を伴わないもの</p>
